

社会福祉法人 大きな家族
役員等報酬等支給基準

(目的)

第1条 この規定は、社会福祉法人 大きな家族（以下法人という）の評議員・理事及び監事（以下役員等という）が、評議員会・理事会に出席したときの手当、及び法人の業務に関して出張する際の旅費等の支給に関して必要な事項を定める。

(手当)

第2条 役員等が出席したときは、1日あたり源泉徴収額を控除して5,000円の手当を支給する。

(出張の区分)

第3条 役員等が法人の業務に関して出張する場合、出張は次の2種類に区分する。
日帰り出張、 宿泊出張、

(旅費の区分)

第4条 役員等が法人の業務に関して出張する場合、旅費とは次の各号のものをいう。
交通費、 日当、 宿泊費

(交通費の支給)

第5条 交通費は順路により計算し、最も経済的な経路及び方法とし、その実費を支給できるものとする。但し、業務の都合その他のやむをえない事情により順路どおり通行できないときは、実際の経路によるものとする。

- 1 電車・バス 通常の運賃。法人が認めたときは新幹線及び特急を利用することができる。精算の際は領収書の添付を要する。
- 2 航空機 通常の運賃。精算の際は領収書の添付を要する。
- 3 自家用車 自家用車の利用を法人が認めたときは、合理的な経路を通行する際に生じた燃料代の実費、駐車料及び有料道路等の通行料の実費を支給する。精算の際は領収書又はE T C証明書の添付を要する。
燃料代について実費の精算をしがたいときは、順路の走行距離に法人が決めた燃料単価を乗じた額を燃料代とする。
- 4 レンタカー 法人の承認のもとにレンタカーを利用した場合は、前号の規定を準用する。但し、燃料代は実費精算のみとする。

(交通費計算の起点・終点)

第6条 旅費の計算の起点及び終点は原則として自宅とし、鉄道・バスを利用する場合には自宅最寄り駅を起点、終点とする。

(日当)

第7条 役員等の出張1日につき、次の日当を支給する。
理事 4,000円 理事長 8,000円

(宿泊費)

第8条 宿泊は原則として法人が手配する宿泊施設とする。但し、法人が手配できなかったときは、理事長に対して1泊13,000円、理事に対して1泊11,000円を支給する。この場合は当該宿泊施設の正規の領収書を添付しなければならない。

実際にかかった宿泊費が前項の基準宿泊費以下の場合は、実際に支払った金額を支給する。

実際にかかった宿泊費が第1項の基準宿泊費を上回った場合に、法人が業務の都合その他特別の事情があると認めたときは、実費を支給する。

(旅費の請求・精算)

第9条 旅費は必要書類を添付し、帰着後2週間以内に領収書等を添付の上、精算又は請求をしなければならない。

(諸雑費の精算)

第 10 条 出張中に支出した諸雑費は、領収書を添付し、理由を申請した上で旅費等と同時に精算する。
但し、法人が承認しない分については支給しないことがある。

附則

この規定は、平成 29 年 4 月 13 日から施行する。